諮問第１６０号

答　申

１　審査会の結論

諮問第１６０号案件「野村不動産株式会社による開発許可申請（令和４年１０月１２日付収受４世市整第１３３号)」に係る行政情報等一部開示決定処分に係る審査請求については、不適法なものとして却下されるべきである。

２　審査請求の内容

（１）審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和５年８月２９日付で審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同年９月１日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成１３年３月世田谷区条例第６号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「（１）令和４年１０月１２日付野村不動産株式会社による開発許可申請（番号４世市整第１３３号）の許可の経緯がわかる文書の一切、（２）（１）に関連して、区と事業者とのやりとり（手段は問わない。）について、その日時、相手方、対応した職員等、内容のわかる文書の一切」の行政情報開示請求（令和４年度受付第４２８号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和５年４月２６日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、非開示部分の一部開示を求めるというものである。

（２）審査請求の理由

請求人が、審査請求書によって主張している審査請求の理由は、「原処分において条例第７条第３号を適用して非開示とされた部分はいずれも決定通知書に記載された条例の非開示情報に該当しないので、非開示部分を取り消すべきである。」である。

３　審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件処分において非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、一部が文書不存在であり、その余の部分が条例第７条第２号（個人に関する情報）及び第３号（法人情報）に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

（１）条例第７条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定しており、条例は開示請求時の行政情報の開示を原則としている。

（２）一方、条例第７条第３号では、例外的に非開示となる情報を、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情

報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。また、同号ただし書は、当該非開示情報から「イ　事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「ロ　違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ　事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」を除くことを規定している。

（３）これを本件処分についてみると、本件非開示部分の一部である許可申請者に関する見積書、資金計画書及び残高証明書等については、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第７条第３号に該当する。

（４）また、本件非開示部分の一部である建物内部の平面図の図面の一部及び擁壁の設計図及び構造計算書等については建築物設計者又は土地調査会社の設計上のノウハウ及び意匠に関する情報であって、公にすることにより、当該設計者の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第７条第３項に該当する。

（５）以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

（６）なお、審査請求書中「第３　審査請求に係る処分を知った日」において、請求人は、令和５年６月２日に通知書を受領したとあるが、区は令和５年４月２６日付で請求人に対し、処分通知を郵送しているため、正当な理由が主張されない限り、行政不服審査法第１８条第１項に基づく審査請求期間を徒過していると考えられる。

４　審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、本件審査請求の適法性について以下のように判断する。

行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第１８条第１項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月（中略）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

この「処分があったことを知った日」とは、「処分のあったことを現実に知った日のことで、当事者が処分があったことを抽象的に知り得べき状態に置かれた日ではないが、社会通念上処分があったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、特別の事情がない限り処分があったことを知ったものと解すべき」とされている（最高裁昭和２７年１１月２０日第一小法廷判決）。

また、法第４５条第１項は、「処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定している。

当審査会は、請求人に対し、本件審査請求に係る処分を行った日から処分があったことを知った日までの間に約１か月の期間が経過しているため、当該期間において処分があったことを審査請求人が知り得なかった特別な事情の有無及びその内容について確認を行った。請求人の説明によれば、「世田谷区により送達された文書には決定通知書が含まれている一方で別紙が添付されていなかった。開示された文書の写しを受領の際、別紙を初めて受領することになり、処分の内容理解が可能となる。また、この点については反論書でも述べているとおり、関連する審査請求にあたり区政情報課に尋ねたところ「開示された文書の写しを受領した日」を決定内容を知り得た日として構わない旨示唆を受けており、以降もそのように処理されていると理解している。なお、のちに決定書には別紙が添付されるようになったことから、区においては上記の点を認識していたものと理解している。したがって処分があったことを知った日を上記のとおり理解して審査請求を行ったものである。」とのことであった。

上記の請求人からの主張に対して、当審査会が実施機関に確認を行ったところ、本件処分に係る決定通知書は令和５年４月２６日付けで作成され、同日に普通郵便の方法により発送しているとのことであった。日本郵便株式会社の内国郵便約款によれば、配達日数は原則、郵便物の差し出された日の翌日から起算して４日以内（土曜、日曜、祝日及び1月２日は含まない。）とされていることからすれば、同月３０日までには当該決定通知書が審査請求人の住所に到達したと認めることが相当である。特段考慮する事情が無ければ、審査請求人は、令和５年４月３０日ないしその数日後には当該決定通知書の内容を了知したものと推測できる。さらに、通常郵便で送付される決定通知書には別紙が添付されており、開示された文書の写しを受領する際に別紙を初めて交付する事実はないとのことであった。

以上のことから、当審査会としては、処分があったことを知った日は、遅くとも本件処分に係る決定通知書が審査請求人の住所に到達し、その内容を了知することが可能となった令和５年４月３０日であると判断する。そうすると、本件処分に係る審査請求の期限は、その翌日から起算して３月後の同年７月３０日となるところ、本件審査請求書は同年９月１日に審査庁へ提出されていることから、本件審査請求は法第１８条第１項に規定する審査請求期間を経過した後に提起されたものと認められる。また、請求人が主張する期間経過の理由についても、当該主張を裏付ける法的根拠や証拠書類等が示されておらず、法１８条第１項ただし書の「正当な理由」があったものと認めるに足りるものではない。

以上の理由により、本件審査請求は法第１８条第１項に規定する審査請求期間を経過した後になされたものであることから、法第４５条第１項の規定により、本件審査請求を不適法なものとして却下すべきである。

したがって、「１　審査会の結論」のように判断する。

５　審査会の経過

日　　付	審　　議　　経　　過

令和５年１２月１２日	・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第１６０号）
令和７年４月１７日	（令和７年度第１回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和７年５月１４日	（令和７年度第２回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和７年９月４日	（令和７年度第５回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和７年１２月１１日	（答申第１６０号） ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会
会長　　大林　啓吾
副会長　土田　伸也
委員　　太田　航平
委員　　白石　裕美子
委員　　松村　武志